

第2号様式（第4関係）

令和5年1月10日

調布市議会議長 小林市之様

厚生委員長 内藤美貴子

視察等共通部分報告書

下記のとおり、視察（~~研修~~・視察研修）を実施いたしましたので、視察等個別部分報告書（第3号様式）を添えて報告いたします。

記

1 実施名称（テーマ）

令和4年度調布市議会厚生委員会行政視察

2 実施期日（期間）

令和4年10月25日から令和4年10月27日（3日間）

3 実施場所（視察先・研修会場）

- ・兵庫県尼崎市（いくしあ子どもの育ち支援センター）
- ・愛知県名古屋市（名古屋市会）
- ・愛知県豊田市（豊田市こども発達センター）

4 実施目的

厚生委員会所管事務について、他自治体の視察、事務調査を行うことにより、今後の市政に十分反映させることを目的とする。

5 参加者の氏名

- ・内藤美貴子 ・大野 祐司 ・佐藤 堯彦 ・橘 正俊
- ・宮本 和実

## 6 実施結果（視察概要）

### 兵庫県尼崎市（ヤングケアラー支援の取組について）

こども青少年局こども青少年部こども相談支援課・こども青少年課・尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあ推進課による説明

#### (1) 子どもの育ち支援センター「いくしあ」の概要

子どもや若者の育ちを支える機能として，児童虐待や発達障害，児童生徒の不登校など様々な困難な課題を抱える0歳から概ね18歳までの子どもたちや子育て家庭に寄り添い，様々な関係機関が有機的に連携して，切れ目なく継続的に支援を行う総合施設として「いくしあ」をあまがさき・ひと咲きプラザ内に令和元年10月に開設。

あまがさき・ひと咲きプラザでは，学びと育ちを支援する拠点として①子どもの育ちを支える機能②教員・職員の人材育成機能③市民の交流・学習機能の3つの機能を有機的に連携させることを目的としている。

#### (2) ヤングケアラー支援施策のこれまでの取組状況

##### ア 平成29年

「地域で支える，子ども・若者の成長」をテーマにした，ユースワーク講演会・学習会において，京都の青少年センターに集まった子どもから「妹や弟の世話をしているため勉強できない」「親の代わりに家事をしなければならない」という声があったことから，ヤングケアラー支援に向けた取組を進めていくこととなった。

これを機に平成30年度から，コミュニティソーシャルワークの一貫として，市として課題の周知，啓発，研修の実施，事例検討会の開催等の取組を開始した。

##### イ 平成30年度

(ア) 京都ユースサービス協会視察（先行的にヤングケアラーの事例検討会を実施していたため参加）

(イ) ヤングケアラー定例会議スタート

- (ウ) イギリスから講師 2 人を招き，シンポジウムを開催
- ウ 平成31年度（令和元年度）
- (ア) ヤングケアラー定例会議を継続
  - (イ) ヤングケアラーミーティング（当事者，支援者，ボランティアらと B B Q，対話）
  - (ウ) ヤングケアラー・インタビューの実施
  - (エ) 事例検討会の開催（令和元年 7 月 23 日参加者 27 人・令和 2 年 1 月 27 日参加者 34 人）
- エ 令和 2 年度
- (ア) 事例検討会の開催
  - (イ) 教員向け研修の実施（12 人参加）
  - (ウ) ヤングケアラーに関するアンケート調査（介護事業所・地域包括支援 C 対象）
- オ 令和 3 年度
- (ア) P T（プロジェクトチーム）の継続
  - (イ) 学びと育ち研究所での研究開始（6 月から。大阪歯科大学の濱島先生）
  - (ウ) 子どもの家事手伝いに関するアンケートの実施

自らヤングケアラーだと自覚しているケースというのはほとんどない中で，関係機関や学校，周囲の大人たちが支援しようとしても，本人は家の手伝いをしているだけ，困っていることはないなどと声をあげない場合，積極的に介入することがなかなか難しいのが現状。

どのような形で支援していくのかといった点で苦慮している。

### (3) ヤングケアラー支援相談窓口の設置後について

地域の子育て相談窓口・子ども家庭相談支援拠点として，令和元年10月に「いくしあ」を設置。

虐待チームや発達チーム，教育委員会事務局なども入り，子どもの何気ない相談から家庭背景の確認を行い，関係機関が連携し

た支援に取り組むために「いくしあ」を設置した。従来からヤングケアラーや子どもたちの相談については虐待チームで行っていたが、専門の相談窓口を設置することにより複数の窓口が点在することが懸念されたため、当該窓口でもヤングケアラーの総合相談を引き続き行い、ワンストップでの相談体制とすることとした。

この総合相談窓口は、家庭児童相談につながる前の第一の窓口として、誰でも子どものことで相談ができる広い相談の受け皿となっているが、従前からヤングケアラーの相談については、必要に応じて要保護児童対策地域協議会に内容を提示したうえでケース対応を行い、支援策の検討を行っていた。また、要保護児童対策地域協議会による関係機関への情報共有や意見交換、支援・検討についても行ってきた実績がある。

#### (4) 尼崎ヤングケアラー支援プロジェクトについて

##### ア 事業概要

##### (ア) 尼崎市ヤングケアラー等世帯訪問支援事業について

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている概ね18歳までの子どもや児童福祉法に規定する要保護児童及び要支援児童がいる世帯等で支援を必要としている方に対して、訪問支援員を派遣し、世帯の家事支援及び育児支援を提供する等により、子ども及びその世帯の負担軽減と自立の促進を図ることを目的に実施。

ヤングケアラー支援を新たに始めたということではなく、これまでも行ってきた要保護児童対策地域協議会の中での支援として、今回、ヘルパー派遣を始めることになり、必要な家庭に支援ができるよう取り組んでいる。令和4年8月からヤングケアラーを含む要保護要支援児童のいる世帯に対して、家事支援や育児支援を行うヘルパー派遣を実施している。

なお、本事業の実施にあたっては、子どもたちが実際に行っている家事（食事の準備、家の掃除、買い物、離乳食の作り方、授乳相談、沐浴の手伝いなど）を例示し、ヤングケ

アラールという言葉は一切使用せずに，家事支援や育児支援を行うヘルパー派遣を開始。9月には3件の申請を受領，支援している。

ヤングケアラーは，家庭内で問題を抱え込んでしまい，周囲には困り事を抱えた家庭だと認識されないことが非常に多く，課題である。事業の利用を必要な支援だと理解してもらいつつ，保育所など関係機関等にも協力いただきながら今後取り組んでいく。

(4) 尼崎市ヤングケアラーピアサポート事業について

ヤングケアラーの困難や不安，孤立した状況を解消するため，同じような境遇のヤングケアラー同士が自らの悩みや不安を共有し，語り合う機会や悩み相談ができる場を提供する。そのほか，ヤングケアラーの悩み事や困り事をしっかり聞き，必要に応じて支援が必要な場合，「いくしあ」を含めた関係機関につなげることにより，ヤングケアラーの支援に資することを目的に実施。

令和4年7月から事業を実施し，当事者同士が集まる場所や機会を創出することで，①共感できる仲間をつくる②社会的な孤立を防ぐ③家族のケアから離れたレスパイトの時間をつくる④進学や就職等を諦めずにすむような支援を行っている。

参加者の年代別（小・中学生向け，高校生以上向け）に月1回オンラインでの参加もできるイベントを実施しており，ヤングケアラーと年齢の近いスタッフを配置することで居心地が良く相談しやすい雰囲気を心がけているものの，参加者が少なく限定的になっているのが課題。

(5) 各関係機関との連携について

ア 県との連携内容について

「いくしあ」と同じ敷地内の建物に尼崎を管轄する尼崎こども家庭センター（兵庫県の子童相談所）が入っており，何らか

の心配事があり，市の対応では難しい場合には，児童相談所等と連携して支援に取り組んでいる。

#### イ 教育機関との連携内容について

「いくしあ」内には，教育委員会のこども教育支援課もあることから，日々スクールソーシャルワーカーと情報共有や全体会議を行っている。子どもへの支援に関して円滑に連携できる機会を設けるほか教員向けの研修など，教育機関との連携は特に重要視している。

また，子どもの家事手伝い等に関するアンケート調査を小学4年生から中学3年生の子どもたちを対象に実施し，結果を学校運営等に生かしていただくよう，各学校へのフィードバックも実施。それ以外にも多様な実践，中長期的な効果測定を通じた科学的根拠に基づく先進研究等を行っている外部の研究者等を迎えた「尼崎市学びと育ち研究所」に分析や支援策につながる政策立案をいただくよう連携を図っている。

#### ウ その他関係機関との連携

保健福祉センターとも連携し，訪問支援の事業を活用しながら，子どもたちの生活を少しでもよりよいものにするため，日々支援を行っている。

#### エ 庁内の連携を強化するための工夫

ピアサポート事業の実施報告や意見交換等，こども青少年課，いくしあ推進課，教育委員会，受託事業者等関係機関が出席する月1回の連絡会議を開催するなど，適宜関係機関と調整を行い，支援につなげている。

### (6) その他

#### ア ヤングケアラー啓発動画作成・公共施設への投影効果等について

ヤングケアラーの存在や課題について啓発，考えるきっかけにつなぐことを目的に動画を公共施設の壁に投影し，昨年11月に不定期で12日間程度，オレンジリボン運動の趣旨を踏まえ，

児童虐待防止月間である11月にあわせて実施。

内容は、様々な登場人物がヤングケアラーについて語り（内容はフィクションで「小学生の頃から祖母をずっと介護してきました」など）の後に「私はヤングケアラーですか」と、最後に問いかける動画となっている。

実施後のアンケートでは、9割以上の方がヤングケアラーについて「考えるきっかけになった」「啓発動画をまた見たい」「研修などの座学とは違って心に訴えかけるものがあり、インパクトもあり良かった」との好意的な意見が非常に多く、目的に適った事業となったと認識。今後の実施については検討中。

ー尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」にてー



・愛知県名古屋市（認知症に関する取組について）

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課による説明

(1) 名古屋市の高齢化等の現状

ア 高齢化の状況

総人口約 232万人のうち、65歳以上の高齢者人口は約59万人で高齢化率は25.5%となっているが、令和7年には26.3%となると予想。また、高齢者人口の増加は、より高い年齢層に偏ってきている状況。

イ 認知症高齢者の現状

現在では全国の認知症患者約 600万人、2025年には約 700万

人に達することが見込まれている。自治体では認知症患者を把握できる仕組みがなく、正確な人数の把握が現状できないが、介護保険の情報から大まかな人数を把握している状況。

認知症の日常生活自立度のランクⅡ以上の方（日常生活に支障を来たすような認知症の方）で人数の把握を行っているが、令和3年度末の認知症高齢者数は6万5,827人、2025年には11万2,000人に達し、5人に1人が認知症となると見込んでいる。

## (2) 認知症の方や家族への支援内容について

ア 「名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例」について

### (ア) 条例制定までの経緯

平成29年に認知症高齢者による鉄道事故に対して、鉄道会社はその家族に損害賠償請求した事件をきっかけに、公費による賠償責任保険契約などの実効性のある条例を制定すべきとの議会からの提案を契機に令和2年4月1日に施行することとなった。

### (イ) 条例の概要

認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識のもと、認知症の人と家族をはじめ、全ての市民が安心して暮らせるまち・なごやを目指すこととしている。主な基本的施策は①市民の理解の促進②認知症の予防と早期発見の推進③医療・介護提供体制の充実④事故の防止及び救済⑤地域における相談支援の充実⑥権利擁護の充実の6つの柱を各事業に位置づけて取組を推進している。

イ 認知症の早期診断・早期対応の支援体制について

上記②の取組の一つとして、認知症の疑いのある人の早期発見・早期対応を推進するため、早期に適切な関係機関につなげられるよう、もの忘れ検診を令和2年1月から開始した。認知症と診断されていない65歳以上の市民を対象とし、医師会の協力を得て、市内約550か所の医療機関で実施。1人当たりの検



査費用 4,300円のところで、自己負担はなく受診いただける事業としている。年間約 8,000人に受診いただいているが、より多くの方に受診いただけるよう周知が課題となっている。

また、認知症特有の問題として、認知障害が少し始まっていると診断された方に、精密検査の受診を勧めても、治らない病気だと捉える方が多く、受診割合が非常に低い状況が大きな課題。

#### ウ 医療・介護サービスの取組内容について

##### (ア) 認知症初期集中支援チーム

市内に29か所ある「いきいき支援センター」（介護保険法上の名称は「地域包括支援センター」）全てに認知症初期集中支援チーム（認知症サポート医、医療や介護の専門職）を配置し、原則6か月程度を一つの目安として医療機関の受診や介護サービスの利用につなげる支援を実施。

##### (イ) 認知症疾患医療センター

認知症の専門医療機関「認知症疾患医療センター」として、医療相談・鑑別診断・症状悪化時の対応いただく病院を4か所指定しているが、来年以降増やすための準備をしている。

##### (ウ) 認知症対応モデル病院の養成

病院での認知症の方の手術や処置等の適切な実施の確保を目的に、認知症患者を適切に受け入れるための組織づくり、院内マニュアルの作成や研修会を実施して、認知症対応力の向上を目指して実施。

##### (エ) はいかい高齢者おかえり支援事業

認知症の人の徘徊による事故防止のため、地域の協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取組。徘徊の恐れのある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、行方不明者となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーター<sup>注）1</sup>や協力事業者に対してメールで配信し、情報提供を依頼する支援事業。

登録者数は、約 8,000人、メール配信件数は年間約 300件程度でまだまだ少なく、増加に向けた取組をしている状況。

注1) おかえり支援サポーターとは

本事業に協力いただく方々で、携帯電話等のメールアドレスを登録いただき、検索協力依頼メールを受け取った場合に、可能な範囲で検索のための情報提供に協力いただける方のこと。

(オ) はいかい高齢者検索システム事業

認知症の人が行方不明となった場合に、その人を検索する親族等が早期にその位置情報を把握することができるよう、GPSを活用した検索システム。利用に係る一部経費を助成することにより利用を促進し、認知症高齢者等の事故を未然に防止するとともに、その親族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした事業。

(カ) なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業

認知症の人が起こした事故について、本人やその家族に課される賠償責任の補償や誰も賠償責任を負わない事故の場合に支払われる給付金の支給を内容とする補償制度で、令和2年10月から実施。

(キ) いきいき支援センター

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護など様々な面から高齢者を支える機関で、市内29か所のセンターと16か所の分室を設置している。

また、「認知症総合相談窓口」として、認知症に関する様々な相談に対応。事業内容は①総合相談・認知症総合相談②要介護状態になる恐れのある方への支援③要支援認定者に対する支援④権利擁護・虐待に関する相談⑤認知症の人を介護する家族への支援⑥高齢者の孤立防止のための見守り支援員

の配置⑦認知症初期集中支援チーム・地域支援推進員などを実施。

エ 介護者支援の充実について

(ア) 認知症の家族教室

認知症に関する理解や知識の習得に主眼を置き，専門職の方から介護方法などの講演や実習を通じて学んでいただくほか，仲間づくりや介護経験者との交流会を5回のコースで月1回程度実施。

(イ) 家族サロン

日頃の介護の悩みや不安を話し合う交流会や情報交換などを家族のレスパイトの意味合いも持ちながら，主に仲間づくりに重点を置き，月1回程度実施。

(ウ) 医師（もの忘れ相談医）の専門相談

認知症の医療的な相談として，いきいき支援センターにおいて，認知症の方や家族の不安を解消するため，認知症の知識，症状，治療等について面接相談を月1回程度実施。

(エ) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する普及啓発を図るため，「認知症のよき理解者」である認知症サポーターを養成するための講座を随時開催。コロナ禍で受講者が減少しているが，累計で15万6,000人ほどの方に受講いただいている。

(2) 認知症サポーターへの支援体制，活躍の機会について

ア 主な経緯と事業概要

(ア) 平成19年度

認証サポーターの養成を開始。

(イ) 平成22年度

養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成を開始。

(ウ) 平成29年度

認知症サポーターの活躍の場をつくっていくことを目的に，各区の認知症専門部会でフォローアップを取り組む必須事業

として位置づけ開始。

## イ 事業概要

### (ア) キャラバン・メイト養成研修

認知症サポーターを要請する「認知症サポーター養成講座」を企画・立案及び実施する「キャラバン・メイト」を要請する研修を1日6時間程度の研修を年1回開催。

### (イ) 認知症サポーター養成講座

地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」をキャラバン・メイトの講師に概ね90分程度の研修を随時開催。小・中学校や高等学校，大学などでも授業時間にあわせ60分程度の養成講座を実施している。講座修了者には，認知症サポーターの証である「オレンジリング」を交付。

### (ウ) 認知症サポーターのフォローアップ

認知症サポーター養成講座の受講者に対し，認知症に関するさらなる学習や具体的な活動への参加について考えていただく機会を提供するため，認知症サポーターのフォローアップを行う。

各区における具体的な活動例として①「認知症の人にやさしいお店」の登録②認知症カフェの開設，参加③傾聴を中心とした介護者支援の実施④区の認知症専門部会の活動に参加などがある。

## ウ 名古屋市の特徴について

名古屋市版の認知症サポーター養成講座標準テキストの作成や区単位で認知症サポーターのフォローアップを実施する中で，参加への呼びかけを行っている。

## エ 今後の課題と展望について

認知症サポーターを順調に養成している中，各区のフォローアップの中でサポーターの活動支援を行っているが，養成数と比較すると，活動意欲のあるサポーターを十分に活用できてい

ないことに加え，活動意欲のあるサポーターの把握に苦慮している。認知症予防リーダーの講座の受講や家族サロンでの活動の紹介も行っているが，なかなかそこまで至らない状況。

認知症サポーターとして，基礎知識のみであっても非常に重要であるが，はいかい高齢者おかえり支援事業のメールアドレス登録など協力いただきやすい事業から，サポーターの活躍の機会につなげていくことが大きな課題。

今後は，チームオレンジ<sup>注)2</sup>の設置を含め，活動意欲のある認知症サポーターと認知症当事者や認知症カフェ等の支援者をつなげる仕組みの検討していく。

注) 2 チームオレンジとは

できる範囲で手助けを行うという活動の任意性を維持しつつ，認知症サポーター等が支援チームをつくり，認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。

### (3) 関係機関等との連携体制について

#### ア 各種関係機関等との連携体制について

##### (ア) 認知症専門部会

認知症になっても暮らしやすい地域社会を実現するため，多職種の連携を強化し，地域のネットワークを構築するとともに，認知症の人や家族の支援に関する取組等の認知症施策を検討するため，各区に設置している。16区計で年間約60回くらいを目標に年間3回から4回程度開催し，ネットワークの構築や，課題の抽出，地域課題といった取組を進めている。

区によって異なるが，医師会等関係団体，民生委員，老人クラブ，介護サービス事業者，NPO，ボランティア等で構成されている。

事業内容は，必須事業である認知症サポーターのフォローアップ（フォローアップ講座開催，ボランティアグループ化の支援など）のほか，任意事業として①認知症に関する普及

啓発（講演会，シンポジウム，パンフレット，地域資源マップ等）②はいかい高齢者おかえり支援事業の模擬訓練③市民向け，専門職向け講座の開催などを実施。

(4) 認知症地域支援推進員への支援体制について

ア 認知症地域支援推進員について

(ア) 目的

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を認知症相談支援センター及びいきいき支援センターに配置している

(イ) 認知症相談センターの事業概要

3人の人員を配置し，主に7つの事業を実施している。

①市域におけるネットワーク体制の構築

認知症者を支援する関係者の連携を推進。

②認知症者の支援に関する調査・研究

③各いきいき支援センターに配置された認知症地域支援推進員等に対する支援

認知症地域支援推進員連絡会及び認知症初期集中支援チーム員連絡会の開催のほか，認知症の方を介護する家族支援事業の実績管理を実施。

④認知症に関する普及・啓発

イベント等の情報の集約及びウェブサイトへの掲載等による普及・啓発やはいかい高齢者おかえり支援事業の名古屋市メールを活用したイベント等の情報発信のほか，認知症サポーター養成研修に関する計画・実績等の報告及びキャラバン・メイト養成研修の開催を実施。

⑤認知症カフェの開設・運営助成及び開設・運営に資する修会の開催

⑥認知症の本人ミーティングの開催

⑦その他市域における認知症ケア体制及び医療との連携体制

の構築に資する取組等

(ウ) いきいき支援センターの事業概要

各センターに1人（計29人）の人員を配置し、主に2つの事業を実施している。

① 認知症の方を支援する関係者の連携を図るための事業

認知症専門部会の運営や地域におけるネットワーク体制の構築、認知症疾患医療センターとの連携・調整のほか、区版認知症ケアパスの作成・普及等。

② 認知症の方や家族を支援する事業

認知症の人を介護する家族支援事業の運営や認知症カフェの運営支援、認知症の人とその家族を支える地域資源の把握、認知症サポーターの活動支援のほか、認知症の方（若年性認知症を含む）への相談支援等。

(5) 認知症カフェの推進について

認知症の人が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、地域住民への啓発を目的とする事業。現在市内には226か所の認知症カフェが登録されており、うち214か所に相談ができる専門職が配置されているが、登録箇所はここ数年伸び悩んでいる状況で課題であると認識。開設や運営についての補助を実施している。

ア 事業内容

(ア) 登録事業

市内における認知症カフェを把握し「なごや認知症カフェ」として登録。登録カフェには認知症カフェであることが分かるようステッカーを配布している。

(イ) 開設助成

なごや認知症カフェを開設するにあたり、1か所につき5万円を限度に必要な物品の購入費を助成。主な助成基準として①月1回以上の開催ができ、1回の開催時間が概ね2時間以上であること②参加人数が5人以上あること③専門職を配

置していることなどを基準としている。

(ウ) 運営助成

なごや認知症カフェを運営するにあたり，カフェの実施回数に応じた金額を助成しており，開設助成と同様の基準を設けている。

イ 主な課題と今後の対応について

(ア) 認知症カフェにおける新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により，多くの認知症カフェが再開できておらず，カフェ同士の横のつながりも難しくなっていることが課題となっていることから，オンラインツールを活用した開催等，新しい生活様式に対応した認知症カフェの実施を推進していく。

(イ) 認知症カフェ運営者への支援の充実

認知症カフェの開設及び運営助成を実施しているが，各助成の申請件数は登録カフェ数に比べて少ないことが課題となっている。認知症カフェ運営者に対してアンケート調査を実施し，現時点における認知症カフェの現状や課題を把握するとともに，現状・課題を踏まえた運営支援を今後検討・実施する。

－愛知県名古屋市会－





・愛知県豊田市（こども発達センターについて）

社会福祉法人豊田市福祉事業団豊田市こども発達センターによる説明

(1) こども発達センターの概要

障害のある方に特化した社会福祉法人「豊田市福祉事業団」の児童事業部門であり，豊田市における地域療育システムの中核施設として1996年4月に開設された。

ア 設立の経緯

1989年に一人の女子大生の卒業論文（発達に支援の必要な子どもたちへのサポートが十分ではないのではないかといった問いかけ）が市に提出されたことを受け，豊田市の現状を把握した上で途切れない支援体制が必要だと考え，1年後に5年の年月をかけて豊田市早期療育システム構想を策定し，豊田市こども発達センター（以下，センターという）が設立された。

イ 相談・外来療育部門

(ア) 外来療育事業「あおぞら」・「おひさま」

言葉の発達に遅れがある，かんしゃくが強いなど発達に心配のある子どもに対して週1回から2回親子で一緒に遊ぶことで発達を促す事業。

また，診断の有無にかかわらず，子どもの発達に心配があった場合に気楽に無料で利用でき，1歳児から3歳児の就園前までの子どもが年間約800組の親子が通園している。設立当初の250人前後から最大利用は約900組が通園し，2歳児だと約12人から13人に1人があおぞらに通園するような市民にとって身近な施設となる。

(イ) 外来療育事業「わくわく」

ダウン症や重症心身障害児など診断されて間もない，健康に配慮が必要で，未歩行の子どもに対して，月2回親子で一緒に遊ぶことを通じて発達を促す0歳から通園できる事業。

病院から退院すると「のぞみ診療所」の小児神経科医に紹

介状が届き，診察後「わくわく」グループに参加をすることで，地域での仲間づくりや発達に必要な支援を地域で即座に受けることができる仕組みになっている。

(ウ) 障がい児相談支援事業「オアシス」

通園施設部門に通う子どもや家族を中心に様々な困り事や悩みを聞き，障がい児支援利用計画を作成する。

ウ 診療部門

(ア) 診察「のぞみ診療所」

診察・検査・各種個別療法などを通して，発達に心配のある子どもや家族を支援する医療施設。

発達に関する疾患の診察を行うほか，薬の処方，検査（血液，尿，脳波，X線，超音波，聴力，心電図，心理・発達）を行い，また，通園時の栄養相談などの健康管理も実施する。

児童精神科医師は，常勤医が医師2人，非常勤が8人，小児神経科医師も常勤医が2人，非常勤が3人，小児整形外科医師は常勤医が1人，非常勤が4人，泌尿器科医師と耳鼻科医師が非常勤それぞれ1人ずつ，障害児歯科医師は常勤医が1人，非常勤が3人の体制がとられている。

0歳から18歳未満の子どもたちで，障害に特化した医療を行い，地域の医師会との協定で，地域の小児科医や整形外科ができる診療はセンターで行わないことで，すみわけをしている。

(イ) 個別療法

発達に何らかの支援が必要な子どもに対して，総合的な発達を促すために，医師の指示の下に，医学的リハビリテーションを行う。

①理学療法（運動発達に遅れのある子どもの市政の取り方や移動の仕方に関する支援）②作業療法（発達に遅れのある子どもの身の回りのことや周囲の人や物との関わりに関する支援）③言語聴覚療法（コミュニケーションに支援が必要な

子どもに対し，聴こえや言葉の発達を促す) ④心理療法（相談・プレイセラピー等を通して，子どもの心身の発達を促すとともに，家族への子育て支援を行う。）

## エ 通園部門

個々の子どもに適した場に日々通ってもらい，医療・各種個別療法・日常生活支援などの総合的療育を通して，発達を促す。

### (ア) 「ひまわり」（単独通園，定員50人）

言葉や遊び，基本的な生活習慣などに支援の必要な知的障害や発達障害のある3歳から就学前の子どもが単独でバスで通い，小集団で複数の先生たちと一緒に発達を促している。

### (イ) 「なのはな」

#### ① 「なのはなグループ」（家族通園，定員10人）

0歳から就学前の難聴幼児と発達障害児が保護者と一緒に通うが，地域の園に就園後も保育園や幼稚園に言語聴覚士が出向き，補聴器の調整やサポート方法を保育士等にアドバイスする保育所等訪問支援事業等もあわせて実施している。

#### ② 「ちょうちょ・とんぼグループ」（家族通園，定員20人）

言葉や対人関係の発達に支援の必要な2，3歳児が保護者と一緒に通う。母親が子どもと1対1で毎日通うため，母親の負担があるものの，しっかりとした母子関係をつくるため，1年間限定で実施している。毎年，10組の親子は地域の園に就園し，半数は「ひまわり」へ1人でバスで通う流れとなっている。

### (ウ) 「たんぽぽ」（家族通園，定員40人）

からだや手足の運動機能の発達に支援の必要な0歳から就学前のお子さんが，保護者と一緒に通う。

ダウン症や肢体不自由児，重症心身障害児等が通う「わくわく」を経て，毎日通園しても健康に問題ないと判断されると，毎日通園する「たんぽぽ」に家族で通園し，子どものわ

ずかな反応を支援者が酌んで、子どもに様々な経験を積めるような支援もしている。

(エ) 保育所等訪問支援事業「そよかぜ」

通園部門に通う子どもを中心に、こども園などで安心して生活できるよう専門的な支援を行う。

(2) 開設26年目のこれまでの取組概要，特徴，地域療育システムの整備状況の評価について

ア 対象

西三河北部障害保健福祉圏域（豊田市・みよし市）の18歳未満の発達に心配のある全ての子どもと家族。約75,000人の子どものうち、約1割が利用している。

イ 理念

子どもと家族を主体としてノーマライゼーション社会の実現を掲げ、発達に支援が必要な子どもたち、障害のある子どもたちが安心して健やかに育ち、暮らせる社会を豊田市で実現することを理念としている。そのための3つの柱として①発達支援②家族支援③地域支援を掲げ、子どもの発達の支援、祖父母も含めた家族全体の支援、そして子どもたちが地域の一員として安心して暮らせるよう、地域の支援者を間接的に支援することを目指している。

ウ 特徴

(ア) 一元化とワンストップ

センターを利用すれば必要な専門知識も得られ、様々な手段をとることができるようなワンストップ機能をつくってきた。

(イ) 早期支援システム（いつからでも専門的支援へ）の構築

(ウ) 関係機関との相互補完的な緊密な連携

センターではできない、より専門的な機関と密に関係をとり、相互補完的に連携を図ってきた。

エ 近年の取組概要

(ア) 家族の生活スタイルの多様化や就園時期の早期化への対応  
母親として、仕事も続けたい、女性の自己実現をしたいときに、子ども園や保育園、幼稚園で、重度の障害のある子どもたちでもサポートする仕組みを保育課と協働で実施している。

(イ) 外国にルーツを持つ子どもたちへの対応

(3) 関係機関との連携について

ア 児童の療育・保育・教育等に携わる関係機関との連携及び教育システム内の支援体制について

顔の見える連携は、密な連携となるが個人に紐づいているため、異動などにより、その仕組みがうまく機能しなくなってしまうことがある。そのため、会議体による会議を有効に使い、サポートする仕組みをつくり上げている。

0歳から就学までは豊田市心身障がい児早期療育推進委員会により、就学後から15歳までは豊田市特別支援連携協議会により支援を行い、それぞれの事務局同士も連携し、調整、会議を開き、支援の仕組みが途切れないような体制をとっている。また、15歳以降は地域自立支援協議会、障害福祉課において支援を行うことで途切れない仕組みづくりを行っている。

イ 地域機関（医療機関・養護施設等）との連携について

(ア) センター内に診療所を併設。通園部門、相談部門との連携  
スタッフ同士で常に連携を行うことができる関係にある。

(イ) 各専門機関医療機関との連携

センターには入院をするシステムがなく、18歳以降に支援する医療がないため、地域の入院ができる病院との連携や18歳以降で診療してもらええる精神科医療との連携というものを密にしている。

(ウ) 三機関合同障がい児医療・療育に関する勉強会

豊田市にある2つの大きな病院の小児科医とセンターの小児科医による勉強会を年に2回実施し、情報交換を行っている

る。

(エ) 養護施設から発達支援に関する連携を求められた場合に対応

(4) 巡回療育相談について

園の先生から要望を受けて行う巡回療育相談が年間550ケース程度、年々増加しており今年度は600ケース、延べ550人から600人の担当職員総出により、園や子ども園、幼稚園を巡回している。

時期は前期5月中旬から7月中旬、後期10月中旬から12月中旬に実施。

(5) 各種ボランティアの募集状況について

市の広報や機関誌（年に1度発行）で募集し、昨年度実績は年間延べ1,171人のボランティアの協力をいただいている。

(6) 現状の課題及び解決策について

ア 発達障害児の初診待機期間の長期化

初診の前から支援を開始し、適切な初診時期の調整や平均待機期間の調整

イ 専門医、幼児期の療育関連事業所の不足

専門医や療育関連事業所についても、外来療育グループを設置し、1歳児から就園までを対象とした市の単独事業やニーズの高まりに応じてキャパシティーを拡大することで支援の滞りを回避してきた。現在利用時の上限はなく、800人が利用。

ウ 保育所等に入所する障害児の増加とそれに伴う混乱

(ア) 医療的ケア児や重症児保育の実施

保育園を利用する医療的ケア児や重症児へのサポート方法を現在検討中。

(イ) 地域園に看護師を配置

(ウ) 派遣保育士制度の導入

保育士が医療的ケア児や重症児の保育や支援ができるよう、センターに保育士が1年間派遣され、センターの医療や療育

を学んでもらい、その知識を地域園に持ち帰ってもらい、医療的ケア児の保育にマンツーマンで支援をする仕組みを整えている状況。

(エ) 専門スタッフによる園訪問

理学療法士，作業療法士，「たんぽぽ」の療育スタッフが園に出向き，園で行うことができる発達支援を保育士と情報交換を行い，連携を図っている。

エ 小中学校における特別支援教育対象児の増加と支援体制の遅れ

(ア) 青少年相談センターパーク豊田との連携

(イ) 教職員向け研修の実施

(ウ) 豊田市特別支援教育連携協議会 推進委員

(エ) 小中学校への訪問相談

センターへの相談が困難な方に対しては，センターから出向き，慣れ親しんでいる学校で面接する方法で，センターと何とかつながっていただけるように対応。

－ 豊田市子ども発達センター －



7 その他

特になし

8 実施結果に対する所感，意見等

視察等個別部分報告書のとおり

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	内藤 美貴子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
厚生委員会行政視察		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>・兵庫県尼崎市（ヤングケアラー支援の取組について）</p> <p>祖父母や父母、兄弟などへの介護や看護等、日常生活の中で世話をしている子どものヤングケアラーが近年、大きな社会問題となっている。それは、本人や家族の自覚がなく、周囲も気づきにくいことから表面化しにくいといわれている。こういった現状から、兵庫県では全国に先駆けてヤングケアラー支援の取組を行っており、中でも、先進的な取組を行っている尼崎市を視察させていただいた。</p> <p>アンケート調査の考え方や実施方法、公共施設の壁に「ヤングケアラー」について啓発する動画作成、ヤングケアラー当事者の語り合う機会や相談の場であるピアサポート事業など、様々な取組が大変参考になった。</p> <p>中でも、ヤングケアラー支援のため、支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣するという事業は、子どもの家事負担の軽減を図ることができる。このような家事、育児に困っている家庭への訪問支援の取組ヤングケアラー支援の鍵であると認識した。今後、調布市でも実現に向けて取り組んでいきたい。</p> <p>・愛知県名古屋市（認知症に関する取組について）</p> <p>名古屋市では、「認知症になっても安心して暮らせるまち なごや」を目指し、先進的な取組を行っている。</p> <p>「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の早期発見・早期対応のために医療や介護等の連携による専門チームで、これは国の施策によるもので調布市でも配置をされている。しかし、名古屋市では、「認知症地域支援推進員」が配置をされ、保健・医療・福祉関係者等、地域の支援機関の連携強化等が実施されている。いわば、コーディネー</p>		



### 第3号様式（第4関係）

ター的な役割を担っており、今後の認知症施策には大変重要な施策であると考え、今後、取り組んでいきたい。

「はいかい高齢者おかえり支援事業」は、認知症の徘徊による行方不明者が早期発見できるように、行方不明になった際に警察やサポーター、協力事業者等にメールが配信される仕組みである。また、GPS機能がある機器の補助事業も行っているとのこと。これらの、徘徊高齢者の早期発見の取組は、調布市でもかねてから要望してきたもので、今後も早期実現に向けて取り組んでいきたい。

認知症の人が事故を起こした時に備えるための保険事業があり、賠償補償制度で保険料は無料となっている。こうした認知症徘徊高齢者による事故の防止・救済をするという取組は大変参考になった。

認知症サポーターの養成は、調布市でも積極的に養成講座を開催しているが、認知症サポーターになっても、その後の具体的な活動へとつながっていないのが現状である。名古屋市では、養成講座の受講者に対し、認知症に関する更なる学習や具体的な活動への参加について考える機会を提供するためのフォローアップが行われている。活動例としては、認知症カフェの開設や参加、傾聴を中心とした介護支援の実施、認知症専門部会の活動に参加等が挙げられている。名古屋市でも、養成数に対して十分な活用ができていないといった課題があるようだが、調布市でも、まずは、こうしたサポーターのフォローアップの取組が実施できるよう働きかけていきたい。

他にも認知症への総合的な支援を学ぶことができたが、こうした取組は、条例が制定されてから様々な取組が開始されたとのこと。調布市でも、改めて認知症の人と家族が安心して暮らせるための条例制定が必要不可欠であると認識した。

#### ・愛知県豊田市（こども発達センターについて）

こちらのこども発達センターが開設されて26年目となるそうだが、そのきっかけになったのが、女子大生の卒業論文だったそうで、「小さいころに言葉だとか発達の遅れを発見されてもサポートが足り

### 第3号様式（第4関係）

ない」という内容だったとのこと。

そこで、「支援が途切れることのないような支援をしていきたい」と、翌年には医療・福祉等の関係者と協議して構想ができ、「こども発達センター」が完成したとのことだった。こうした背景があったからこそ、“ここに来れば何でも解決できる場所“といわれる所以があったのだと思った。

まず、相談に関しては、発達障害の子どもに限らず、心配があれば誰でも気軽に相談が受けられるような体制にしていると伺い、まず垣根を取っ払うという点が非常に大切であり、またそこから支援に繋げていくという取組が大変参考になった。

また、センター内には、診療所が設けられており診察・検査・各種個別療法などの支援を行っている。その中で、小さいころからの口腔ケアが大切だとして、小児歯科もある。子どもが楽しく通院できるように院内の雰囲気や診療方法にも工夫を凝らしている。調布市の発達センター内に診療所を設けるとするのはハードルが高いように思うが、こうした医療との連携が必要だと認識した。

さらに、保育所等訪問支援事業というのがあって、保育園や幼稚園に出向いて、保育士や幼稚園の先生に補聴器の使い方だとかを教えているそうで、こういったサポート体制は大変参考になった。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

今回、視察をさせていただいた発達センターについて、就学前から就学後の切れ目のない支援、医療や福祉との連携体制など、総合的な支援体制の充実が図られている点を学ばせていただいた。なるべく早い時期に、調布市の取組を今一度確認する機会を持って、調布市で取り入れることができるのか、できないとしたら課題が何なのかを確認していきたい。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	大野 祐司
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>令和4年度厚生委員会行政視察</p> <p>（1）兵庫県尼崎市 ～ヤングケアラー支援の取組について</p> <p>（2）愛知県名古屋市 ～認知症に関する取組について</p> <p>（3）愛知県豊田市 ～こども発達センターについて</p>		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>（1）兵庫県尼崎市～ヤングケアラー支援の取組について</p> <p>兵庫県は全国でも進んでヤングケアラー問題に取り組んでいる自治体であり、尼崎市も大阪に隣接する工業地帯を抱えており、高所得者が少なく、ヤングケアラー問題が発生しやすい。平成30年度から取組を始め、令和3年度には子どもの家事手伝いに関するアンケート調査を実施、令和4年度からは具体的な支援事業に取り組んでいる。調布市の方が尼崎市より貧困世帯の割合は低いと思われるが、ヤングケアラーについては実態がつかめていないことに加え、児童虐待やネグレストと比べるとヤングケアラーは外部からの把握や介入が難しい。本市では、今年度の補正予算でアンケートの実施がようやく行われる見込みであり、速やかに対応が必要と感じた。</p> <p>尼崎市では、ヤングケアラーは、高齢者の介護をしている生徒より、自身の両親や年少の兄弟の面倒を見ている生徒の方が多い。（これが調布にも当てはまるのかもしれない。）これから行う調布市のアンケート調査でも、ケア対象者となる部分に留意して質問事項を作る必要があると思う。</p> <p>今回視察した「あまがさき・ひと咲きプラザ」の施設は、元私立大学の施設だったものを寄付されたもので、子どもに関する多くの施設が集約されている。児童虐待防止、発達障害対応、青少年の居場所づくりといった事業が同一拠点内にあり、関係機関が有機的に連携しているのは合理的と感じた。</p> <p>（2）愛知県名古屋市～認知症に関する取組について</p> <p>日本は全体的に高齢化が進み、認知症対策が課題となっている。名古屋市</p>		

は広大であるため地域間格差があり、認知症対策にも地区により施策が異なる。令和2年4月、名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例を制定し、認知症サポーターを養成し、もの忘れ検診で早期発見、はいかい高齢者おかえり支援事業など多種多様な施策を実施している。

名古屋市は認知症検診を無償にし、所得の低い地域の検診の受診率を向上させている。市内の協力医療機関は令和4年10月時点で約550か所にも及び、市内に29か所の「いきいき支援センター（介護保険法上の名称は、地域包括支援センター）」を設置し、認知症の方が街中で暮らせていけるような取組を行っている。

### （3）愛知県豊田市～豊田市こども発達センターについて

豊田市こども発達センターでは、発達に問題があるこどもの支援に関する全ての事業が、一か所で包括的におこなっている。特に医師および歯科医師が5～6人程度常駐しているということは、トヨタのおひざ元と実感した。

センターでは市内の障害児歯科の研修を行うなど、単なる医療施設にとどまらずこども向け地域医療の拠点としても機能している。設立にあたっては、地域の医師会と協定を結び、施設の診療対象を発達支援対象の子どもに限定し、診療内容も明確にすみわけすることで実現した。

この施設は、規模、体制、支援内容等全てにおいて、最高水準の素晴らしいものでした。

## 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

### （1）兵庫県尼崎市～ヤングケアラー支援の取組について

調布市で今年度行われるアンケート結果と尼崎の今までのアンケート実績を照らし合わせ、検討できると思う。

調布市でも早くヤングケアラーへのサポート事業を始めていくべきだと思います。

### （2）愛知県名古屋市～認知症に関する取組について

名古屋市の行っている事業のうち、「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」は調布市でも実施した方がよい。「なごや認知症カフェ事業」は、

本市のひだまりサロンで吸収できるのか検討すべき。(認知症に特化しないと難しいのか?)

調布市でも、認知症対策について、早めの準備が必要であると感じました。

(3) 愛知県豊田市～豊田市こども発達センターについて

発達センターの医療において、18歳まで対応でき、診察内容で、近くの大きな病院を紹介いただけるのはすばらしい。(調布は未就学児までである。)

敷地や事業費を考えると、調布市に同様の規模の施設をつくることは難しいが、調布市の子ども発達センターも、少しでも近づける施設になってほしい。

以上

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	佐藤堯彦
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>令和4年度厚生委員会行政視察</p> <p>（1）兵庫県尼崎市：「ヤングケアラー支援の取組について」</p> <p>（2）愛知県名古屋市：「認知症に関する取組について」</p> <p>（3）愛知県豊田市：「こども発達センターについて」</p>		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>（1）兵庫県尼崎市：「ヤングケアラー支援の取組について」</p> <p>尼崎市は全国でも先んじてヤングケアラー問題に取り組んでいる自治体である。平成30年より取組を始め、令和3年度には全市でアンケート調査を実施、令和4年度からは具体的な支援事業に取りかかっている。その背景として尼崎市には貧困世帯が多く、ヤングケアラー問題が喫緊の課題であるという認識を持ったということがあるそうだ。</p> <p>調布市は尼崎市と比べると貧困世帯の割合は低いものの、ヤングケアラーについてはいまだに実態がつかめていない。ネグレストや児童虐待と比べるとヤングケアラーは外見では判断しづらいためである。今年度の補正予算でアンケートの実施がようやく行われる見込みであり、速やかに制度を作り上げる必要性を感じた。</p> <p>ヤングケアラーについて意外だったのは、高齢者介護をしている子どもより、自身の両親や年少の弟妹の面倒を見ている子どもの方が多いということだ。特に保育園や幼稚園に弟妹を迎えに行くために勉学や部活動に支障の出ている子どもが多いということで、視察前に自身の描いていたヤングケアラー像とは違ったものであった。調布市のアンケート調査でも、その点に注意して質問事項を作る必要があると感じた。</p> <p>また、今回視察した「あまがさき・ひと咲きプラザ」の施設の素晴らしさも唸らされた。もともと私立大学の施設だったものを寄付されたもので、子どもに関する多くの施設が施設内に同居している。児童虐待防止、発達障害</p>		

への対応、青少年の居場所づくりといった事業が一か所で取りまとめられているのは非常に合理的と感じた。なかなかこれだけの施設を調布市で用意するのは難しいと思うが、もし実現できたら素晴らしいものになるだろうと感じた。

## (2) 愛知県名古屋市：「認知症に関する取組について」

日本全体で高齢化が進み、認知症対策が喫緊の課題となる中で名古屋市は力強い認知症施策を打ち出している。その背景として、名古屋市の地域間格差が挙げられる。名古屋市は言わずと知れた日本を代表する大都市のひとつである。面積も人口も調布市の約 10 倍におよび、市内の高齢化率や平均所得にも相当の差が存在している。最も高齢化率の高い南区では高齢化率が 30.2%に達している。(調布市の高齢化率は約 22%)

名古屋市では認知症検診が有料では平均所得の低い地域の検診率が低いと考え、無料のもの忘れ検診を実施するようになった、市内の協力医療機関は令和 4 年度 10 月時点で 553 か所にも及ぶ。

また、「はいかい高齢者おかえり支援事業」「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」「なごや認知症カフェ事業」といった事業により、認知症の方が街中で暮らせていけるような取組を行っている。

ノーマライゼーションの一環として非常に素晴らしい取組ばかりであった。

## (3) 愛知県豊田市：「こども発達センターについて」

豊田市では「豊田市こども発達センター」の視察を行った。こども支援に関するありとあらゆる事業を一か所で包括的に担当できる素晴らしい施設だった。特に医師および歯科医師が 5～6 人程度常駐しているということには感銘を覚えた。センターでは市内の小児歯科の研修を行うなど、ただの医療施設にとどまらずこども向け地域医療の拠点としても機能している。設立に際して当初は地域の医師会と協定を結び、施設の診療対象を発達支援対象の子どもにすることですみわけをしているとのこと。

施設の規模、内容ともに最高水準の素晴らしい施設であった。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

#### （１）兵庫県尼崎市：「ヤングケアラー支援の取組について」

尼崎市で実施したアンケートについては、調布市で今年度行われるアンケートにすぐにでも反映させられる。また、尼崎市ですでに実施されている訪問支援事業についても、アンケートの結果を待たずして研究・検討するべきかと思われる。

アンケートを実施、結果を集約してから動くのではなく、早め早めに事例研究を進め、一刻も早くヤングケアラーへのサポート事業を始めていくべきである。

#### （２）愛知県名古屋市：「認知症に関する取組について」

名古屋市の行っている事業のうち、「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」「なごや認知症カフェ事業」の二つについては調布市においても大いに実現可能なものであると感じた。「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」はまだ実際に保険金を支払った例が乏しいものの、今後高齢化が進む中、高齢者を巡る事故や事件の増加が見込まれることを考えると非常に有効な手になる可能性がある。

なごや認知症カフェは認知症患者のノーマライゼーションの要であり、調布市内でも取り入れていきたいものである。カフェの運営主体はほとんどが地域の介護事業者とのことで、仕組みとしては調布市でも導入しやすいものである。調布市もいずれ直面する認知症対策について、今のうちから準備しておく必要があると強く感じる。

#### （３）愛知県豊田市：「こども発達センターについて」

敷地や事業費を考えると、調布市に同様の規模の施設をつくることは現実的ではない。豊田市の人口と面積を踏まえると、調布市・三鷹市・武蔵野市・狛江市が合同で動かねばならない規模となってしまう。

しかしながら、一つの施設で包括的に発達支援や子育て支援を行うという取組については、小規模でも実施できるものであるかと思う。現在予定されている総合福祉センターの移転、さらには今後の市役所やグリーンホールなど公共施設の建替を行うにあたり、調布市なりの「子ども発達センター」をつくることができると、大変良いと感じる。



第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	橋 正俊
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
兵庫県尼崎市の「ヤングケアラー支援の取組」について		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>全国的に関心が高まっている「ヤングケアラー」に関して本市では、今年度、実態調査を開始。今後の取組に当たり、平成30年度からヤングケアラーに取り組んでいる尼崎市を視察させて頂くことは大変有意義であります。</p> <p>視察ではヤングケアラー支援施策の現状や課題、今後の取組、支援プロジェクトの内容や取り組み、関係機関との連携等を具体的な取り組み事例を通して教えて頂きました。実態把握のための「子どもの家事手伝い等に関するアンケート調査」の内容や実施方法も参考になりました。</p> <p>また大学教授、コミュニティソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーでスタートした尼崎ヤングケアラー支援プロジェクト。取り組みやイベント情報をTwitterで発信することも必要であると実感。また啓発のために公共施設の壁に動画を投影するという斬新な取り組みも大変参考になりました。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
「ヤングケアラー」は今後の重要な課題。アンケート調査で現状を把握し、関係部署との連携を速やかに構築することが大事である。		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	橘 正俊
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
愛知県名古屋市の「認知症に関する取組」について		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>本市でも認知症に関し「もの忘れ検診事業」が、医師会の協力を頂き始まりました。認知症高齢者の増加に伴い、早期発見・早期対応が重要です。名古屋市では認知症の早期発見・早期対応のための「認知症初期集中支援」の専門チームが構築されていました。また認知症疾患医療センターが4か所に配置されており、医療相談から鑑別診断、症状悪化時の対応が出来る体制が出来あがっている現状に感心させられました。</p> <p>認知症の人の徘徊による事故防止のため、地域との協力で行方不明者を早期に発見する「はいかい高齢者おかえり支援事業」も大変参考になりました。また他の自治体では無い「認知症の人おでかけあんしん保険事業」が令和2年度から実施されており、この事業も今後、本市でも検討すべきであると思いました。</p> <p>認知症の人を介護する家族への支援事業や、認知症の人の仲間づくりや生きがいの支援事業である「なごや認知症カフェ」の登録件数や相談が出来る専門職の配置も多く、名古屋市の認知症施策が大変充実していることを今回の視察で感じました。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
認知症対応もできる病院の養成や、認知症の人が起こした事故についての補償制度も研究すべきである。		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	橘 正俊
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
愛知県豊田市の「こども発達センター」について		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>発達障害と思われる子どもが年々増えるなか、委員会でも子ども発達センターの充実が議論に上がります。今回開設26年目という歴史を刻んでいる豊田市の「こども発達センター」を視察させて頂いたことは大変有意義であります。</p> <p>視察では、これまでの取組や関係機関との連携、巡回療育相談、現状の課題や解決策等について様々勉強させて頂きました。また施設の中を案内して頂き、利用者の状況を見させて頂きました。センター内に歯医者等の診療所が併設されており、施設の充実を実感しました。</p> <p>関係機関との連携においても、児童の療育・保育・教育等、0歳から就園・就学・そして15歳まで「発達センター」と「青少年相談センター」が連絡調整会議を行い、支援が途切れない仕組みづくりを行っていることも勉強になりました。</p> <p>課題のひとつに「教職員向け研修」がありました。私も教員の認識不足による対応の問題を、時々相談頂きます。全教職員への研修も必要であると、あらためて教えて頂きました。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
本市の子ども発達センターの現状を再度調査し、「何が課題か」「どのようにしたら良いか」を委員会として把握し検討する必要がある。		

第3号様式(第4関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	宮本和実
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
ヤングケアラー支援の取組について 兵庫県尼崎市		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>尼崎市では、平成30年よりヤングケアラーに関する取組を始めている。様々な事情により、子どもが親の代わりに家事をしなければならない、兄弟の面倒をみななければならない、などにより過度な負担や学びや成長を妨げる事例が多いことから、日々の暮らしの中で課題や困難を抱える子供たちと子育て家庭に寄り添い支えるための総合施設「尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあ」を中心に様々な取組を実施している。</p> <p>① 家事負担軽減のための派遣事業② 支援者団体による相談・支援、当事者同士の交流（居場所づくり）</p> <p>ヤングケアラー支援の課題は、子ども本人に意識がないことが多く、過度な負担を背負っていることに気づいていない例が多いことであり、尼崎市ではその対策として、令和3年より「私はヤングケアラーですか？」という動画を公共施設に投影し啓発活動（コスト12万円）を始めた。</p> <p>また、令和4年に市内小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒を対象（約2万人）に「子どもの家事手伝い等に関するアンケート調査」を実施し、今後検証していくとのことでありました。内容にはヤングケアラーの言葉は使わずに家事を中心に、また簡潔に6問に絞って実施したとのこと。調布においてもアンケート調査を検討しているので、参考にすべきと思う。</p> <p>ヤングケアラーの問題はなかなか表面に現れにくく、難しい課題であるが、気軽に相談できる環境づくりや支援体制をしっかりと構築しなければならない課題であると感じた。尼崎市の動画投影による啓発活動なども参考になる取組だと思う。</p>		

第3号様式(第4関係)

1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）
「認知症に関する取組について」 愛知県名古屋市
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）
<p>名古屋市は、高齢化率が25.5%と高く令和7年には26.3%と予測されている。その中で、75歳以上になると急激に認知症が増加していくという調査結果が出ている。その結果、2025年には名古屋市における高齢者の5人に1人が認知症になると予測されている。</p> <p>名古屋市においては、2020年に「名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例」が制定される。この条例は、議会からの条例制定の提案を受け制定され、行政主導の条例ではない点が注目すべき点である。</p> <p>条例制定後は、認知症に関する施策として①年1回のもの忘れ検診（無料）の実施②認知症の早期発見・早期対応のための専門チームを稼働③認知症対応モデル病院の養成④はいかい高齢者おかけり支援事業④「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」（無料）のほか、様々な相談支援事業や認知症カフェ事業などを実施している。</p> <p>認知症対策の重要な部分には、認知症になったかどうかを調べる検診率の向上が不可欠である。認知症検診率を向上させるための方策の一つに、認知症保険無料加入という施策をセットにするという発想は、調布市において大変参考になる事例と感じた。</p> <p>調布市は名古屋市に比べると高齢化率は低いですが、認知症対策は不可欠であり早期発見・早期治療が出来る施策の構築が求められる。また、議員提案によるこの条例制定があるからこそ、施策が進む大きな理由の一つであることも職員の説明から実感した。</p>

第3号様式(第4関係)

1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）
「こども発達センターについて」 愛知県豊田市
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）
<p>豊田市こども発達センターは“環境は最大の療育である“という理念から1996年に設立された。①発達支援②家族支援③地域支援の3つの柱を中心に①一元化とワンストップ②早期支援システムの構築③関係機関との相互補完的な緊密な連携を特徴的な取組としている。</p> <p>関係機関との連携については、15歳までの子どもたちを対象に、心身障がい児早期療育推進委員会と特別支援教育連携協議会との連絡調整会議を行い連携を図っている。</p> <p>地域機関との連携については、医療機関や養護施設と連携を図っている。またセンター内に診療所を併設し、通園部門、相談部門との連携を図っている。</p> <p>豊田市の7.5万人の子どものうち約1割の子どもたちが対象となっている。近年の課題は、発達に心配のある子どもたちが増加傾向にあること、家族の生活スタイルの多様化や外国にルーツを持つ子どもたちへの対応があるという。また、コロナの影響もあったが“とにかく閉園はしない“という強い思いで消毒の徹底に努めながら開園している。</p> <p>しかしながら、相談事業や診療については長い方で約2年待ちの状況でもあるという。就学後の18歳までが個別療法の対象としている点が特徴的であるが、手が回らないところもあるようです。</p> <p>調布市においても子ども発達センターはあるが、豊田市におけるセンターは規模が違い人件費にも相当な力を入れているように感じた。またセンター長を中心に担当者の方々の熱意にも感心させられた。</p> <p>全国的にも、配慮の必要な子ども達が増加傾向にあり、調布市においても増園なども検討しなければならないと感じた。また、豊田市のセンターの特徴でもある、地域連携については大変参考になり必要性</p>

第3号様式(第4関係)

を痛感した。